

三原市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和6年1月25日(木) 午後3時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員16名 議席番号・氏名 次のとおり

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 新庄 實雄 | 2番 | 花山 哲男 | 3番 | 久留本 忠美 |
| 4番 | 林 壽彦 | 5番 | 竹廣 愛 | 6番 | 信藤 延夫 |
| 7番 | 平木 時治 | 8番 | 武郷 勝巳 | 9番 | — |
| 10番 | 山本 明雄 | 11番 | 山口 郁恵 | 12番 | — |
| 13番 | 田坂 友彦 | 14番 | 郷谷 幸男 | 15番 | 山口 龍子 |
| 16番 | 河村 博 | 17番 | — | 18番 | 井長 哲 |
| 19番 | 兼光 一美 | | | | |

欠席委員

| | | | | | |
|----|-------|-----|-------|-----|--------|
| 9番 | 生駒 健人 | 12番 | 阪井 瑞枝 | 17番 | 佐々木 豊彦 |
|----|-------|-----|-------|-----|--------|

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

| | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|-------|
| 20番 | 為清 敏治 | 21番 | 東 久喜 | 22番 | 宮崎 幸男 |
| 23番 | 池原 幸伸 | 24番 | — | 25番 | 福竹 順二 |
| 26番 | 河本 吉重 | 27番 | 宮岡 恒輔 | 28番 | 岡田 利文 |
| 29番 | 佐々木 昭和 | 30番 | 吉国 幹夫 | 31番 | 大崎 恒生 |
| 32番 | 貞元 義巳 | 33番 | 戸野 勉 | 34番 | — |
| 35番 | — | 36番 | 宮本 洋子 | 37番 | 松廣 真治 |
| 38番 | 向井 浩司 | | | | |

欠席委員

| | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|
| 24番 | 寶田 清隆 | 34番 | 高下 義彦 | 35番 | 廉 賢治 |
|-----|-------|-----|-------|-----|------|

3. 議事録署名人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 10番 | 山本 明雄 | 11番 | 山口 郁恵 |
|-----|-------|-----|-------|

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平
農林水産課 主事 原田 愛理 主事 下西 隼人

5. 審議事項

| | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第2号議案 | 農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について |
| 第3号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 第4号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第5号議案 | 非農地証明申請について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画について |
| 第7号議案 | 三原農業振興地域整備計画の変更について |

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後3時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、16名で定足数に達しておりますので、第1回総会は成立しております。なお、9番 生駒委員、12番 阪井委員、17番 佐々木委員から欠席する旨、通告

がありましたので報告いたします。

会議規則第 16 条の規定により、議長において議事録署名者に、10 番 山本委員、11 番 山口委員を指名します。

議長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。

議事日程は、日程第 1 を第 1 号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第 6 第 6 号議案から日程第 7 第 7 号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第 6 第 6 号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」の決定について、三原市長からの依頼です。

第 6 号議案に係る、資料 6 の第 1 番から第 5 番について審議します。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 2 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 7 ページをご覧ください。第 6 号議案農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により決定を求めたものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

三原地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 2,872 m²、大和地域から件数 1 件、筆数 4 筆、面積 4,086 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 6 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で全体説明を終わります。

議長 これからは、個別に審議します。

はじめに、資料 6 の第 1 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第 1 番については、三原地域で件数 1 件、筆数 1 筆、面積 2,872 m²を農事組合法人 〇〇が受けるものです。設定する利用権の期間が 11 ヶ月と短いのは、他に利用権を設定して借りている農地の終期と合わせるためです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 続いて、資料7の第2番から第5番を審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。第2番から第5番については、大和地域から件数1件、筆数4筆、面積4,086㎡を、農事組合法人 ○○が受けるものです。
以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農用地利用集積計画の第2番から第5番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 全員挙手であります。
よって、第6号議案について、第1番から第5番は、全て原案のとおり承認決定されました。

議 長 次に、日程第7 第7号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
第7号議案に係る、資料7の農用地区域の除外、編入及び用途区分の変更について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをお開きください。第7号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明いたします。

この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和6年1月12日付け文書番号三農水第2023号にて意見を求めるものです。

先日議案書とともに送付いたしました「資料7」をご覧ください。

三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申出等について説明します。

農用地区域除外については、農用地区域除外申出によるもの19件、農業委員会から行われた非農地証明によるもの1件の計20件を記載しております。

また、農用地区域編入申出によるもの計2件、農用地区域用途区分の変更申出によるもの計2件を記載しております。

面積は除外申出によるものが、合計で27,842.00㎡、非農地証明によるものが、合計で12,336.00㎡となっております。

続いて、編入申出によるものが合計で1,712.00㎡、用途区分の変更申出によるものが合計で762.11㎡となっております。

地域別では、除外申出によるものが、三原地域で4件、2,582.00㎡、本郷地域で7件、6,544.00㎡、久井地域で1件、171.00㎡、大和地域で7件、18,545.00㎡、非農地証明によるものが、三原地域で10,420.00㎡、久井地域で1,677.00㎡、大和地域で239.00㎡となっております。

続いて、編入申出によるものが、三原地域で1件、710.00㎡、大和地域で1件、1,002.00㎡、用途区分の変更申出によるものが、三原地域で1件、674.00㎡、大和地域で1件、88.11㎡となっております。

なお、除外申出によるもののうち、1番・12番・13番・14番・15番・16番・17番・18番・19番は第1種農地となっております。利用計画につきましては、1番が資材置場、12番が農業用施設、13番・14番・15番・16番・17番は養魚池、18番・19番は変電所となっております。この中で1番は集落接続の要件に、12番は農業用施設の要件に、13番・14番・15番・16番・17番は水産動植物の養殖用施設の要件に、18番・19番は土地収用法に係る事業の要件にそれぞれ該当しますので、第1種農地の不許可の例外に該当するものになります。残る申出は

すべて第2種農地となっております。

以上で、第7号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

19番 先日の新聞に、農用地の確保と適正と有効利用を活用するために農用地除外を厳密化すると書いてあったが、こればどのようなことになるのか、教えてください。

事務局 全国農業新聞等でも報道があったように、19番委員が言われるとおりの方向で、今検討されている段階で、まだ法改正等があったということではありません。国などの農振法、農地法の改正の動きの中で、そういった声があがっているという記事でしたので、これが変更になる際には農業委員会でもお知らせします。

議長 その他に質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

三原農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第1 第1号議案を上程します。

農地法第3条の規定による許可申請について、第1件から第5件を審議します。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

第1件は、〇〇から広島市の〇〇が、沼田東町兩名〇〇 地目：田 644㎡について、隣接の田を所有しており、作業の効率化を図るため譲り受けるものです。

第2件は、〇〇から広島市の〇〇が、本郷町善入寺〇〇 外2筆 地目：田1筆 畑2筆 合計2,238㎡を、隣接地を所有しており、譲り受けて耕作するものです。

第3件は、〇〇から広島市の〇〇が、久井町泉〇〇 外2筆 地目：田1筆 畑2筆 合計3,476㎡を、母親から譲り受けて農業経営を承継するものです。

第4件は、〇〇から久井町坂井原の〇〇が、久井町坂井原〇〇 地目：田 2,133㎡について、耕作地に隣接しており、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第5件は、〇〇から東広島市の〇〇が、大和町萩原〇〇 地目：畑 20㎡を、居宅に隣接する農地を譲り受けるものです。

以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第1件から第5件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手であります。
よって、農地法第3条の規定による許可申請、第1件から第5件は、全て原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第2 第2号議案を上程します。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第1件を審議します。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをお開きください。第2号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第1件は、本郷町善入寺〇〇ほか4筆、地目：田、合計8,243㎡について、当初、株式会社〇〇が、農地改良のため令和4年8月29日付けで農地法第4条の一時転用許可を受けておりましたが、土地の所有者が有限会社〇〇に変更となり、同社が事業を承継することとなったため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の第1件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第1件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第3 第3号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第1件を審議します。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

第1件は、先ほどの第2号議案「転用許可後の事業計画変更承認申請」に係る案件です。

有限会社〇〇が、本郷町善入寺〇〇ほか4筆、地目：田、合計8,243㎡について、農地改良のため一時転用するもので、盛土高約2.5mから6.8mで、転用期間は、令和7年8月28日までとなっています。

申請地の農地区分は全て第1種農地で、許可基準は、第1種農地の不許可の例外規定「農地法施行令第4条第1項第1号」の「一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で農地を供することが必要であると認められるもの」及び「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」に該当します。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。

補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第1件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 全員挙手であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長 次に、日程第4 第4号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第1件から第3件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。
第1件は、〇〇から、株式会社〇〇が、沼田西町小原〇〇外3筆 地目：畑 合計927㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、3棟、発電量49.5kW規模です。
本件は、令和5年12月定例総会でご審議いただいた第81号議案第174件について、申請者間での協議の結果、申請地の一部への太陽光発電施設設置を取りやめることとなり、許可申請を取り下げ、太陽光発電施設を設置する土地を集約し、改めて許可申請を行うものです。
第2件は、〇〇株式会社が、〇〇の所有する幸崎渡瀬〇〇外3筆 地目：田2筆及び畑2筆 合計2,493㎡について、地上権を設定し、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル321枚、8棟、発電量150.0kW規模です。
第3件は、〇〇から、株式会社〇〇が、久井町羽倉〇〇外2筆 地目：田 合計1,935㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル180枚、14棟、発電量49.5kW規模です。
各件の農地区分は、全て第2種農地です。
許可基準については、全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
農地法第5条の規程による許可申請についての説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに代え、補足で意見のある委員は発言をしてください。
補足意見はありませんか。

・・・「意見なし」の声あり・・・

議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第1件から第3件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 全員挙手であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

- 議 長 次に、日程第5 第5号議案を上程します。
非農地証明申請について、第1件から第3件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書6ページをご覧ください。
第5号議案 非農地証明申請について説明します。
第1件は、〇〇から、中之町2丁目〇〇 地目：畑 16㎡について、昭和39年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第2件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 ほか3筆 地目：田 合計727㎡について、昭和52年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
第3件は、〇〇から、幸崎渡瀬〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,311㎡について、昭和52年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
申請地の農地区分は、第1件が市街化区域内の農地、第2件、第3件が第2種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
地元委員の調査報告は、現地確認書の提出をもってこれに変え、補足で意見のある委員は発言をしてください。
補足意見はありませんか。
- ・・・「意見なし」の声あり・・・
- 議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第1件から第3件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 全員挙手であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 6件
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 2件
○農地法第3条に係る農地賃貸借等契約の合意解約(18条6項)の通知 1件
○取消願 1件
○取下願 1件
- 2 その他
○今後の日程
令和6年第2回定例総会 2月22日(木)14時
- 議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後3時46分

令和6年2月13日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上